

## あいよる21身体障害者デイサービス事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 函館市が開設する、あいよる21身体障害者デイサービス事業所(以下「事業所」という。)が行う指定身体障害者デイサービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所が身体障害者に対し、適正なデイサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、身体障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、入浴、創作的活動、機能訓練等の援助を行い、障害者が自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あいよる21身体障害者デイサービス事業所
- (2) 所在地 函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター内

### (従業者の職種、員数および職務内容等)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤,兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行い、適正なサービスを提供できるように努めるものとする。
- (2) 従業者 7名
  - ア 指導員 3名(常勤3人,うち兼務2人)  
サービス提供の指導,援助,調整などを行う。
  - イ 介護職員 4名(常勤4人,うち兼務1人)  
利用者に対するサービスの援助,利用者の健康チェックなどを行う。

### (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 創作的活動は、月曜日を除く毎日とし、入浴および送迎サービスは、日曜日および月曜日を除く毎日とする。ただし、1月1日から1月5日までおよび5月4日ならびに12月31日を除くものとする。また、月曜日が国民の祝日(1月1日および5月3日を除く。)に当たるときは、当該月曜日を営業日とし、その翌日を休業日とするものとする。なお、臨時に営業し、または臨時に休業することができるものとする。
- (2) 営業時間 創作的活動は、午前9時から午後9時までとし、入浴および送迎サービスは、午前9時から午後5時までとする。

(デイサービスの内容および利用定員)

第6条 事業所が提供するデイサービスの内容および利用定員は、次のとおりとする。

- (1) サービスの内容は、入浴(送迎を含む)、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、介護方法の指導、更生相談、レクリエーションその他事業目的の達成に必要なサービスとする。
- (2) 利用定員は、1単位30人とする。

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業所がサービスを提供した利用者から受領する費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者負担に係る額は、障害者自立支援法第29条第3項の規定に基づき計算した当該サービスに係る費用の額から、同項および同条第4項の規定を準用して計算した介護給付費に相当する額を差し引いた額とする。
- (2) 特定費用は、入浴に係る光熱水費、創作的活動に係る材料費の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、函館市の全域とする。

(サービスの実施に当たっての留意事項)

第9条 事業の実施にあたっては、第2条の運営方針に基づき、次のことに留意する。

- (1) 重要事項の説明をし、支援計画を作成するものとする。
- (2) 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないものとする。
- (3) 利用定員一杯などサービスの提供が困難と認めたときは、実施者である函館市に連絡し指示を受けるほか、他の事業所を紹介するなどの措置をとるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者等は、サービスの実施中に、利用者の体調等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに対処するとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 従業者等は、サービスの実施中に、非常災害が発生したときは、函館市総合福祉センターの非常災害対策マニュアルに基づき対応し、利用者の安全を図るものとする。

2 事業所は、日常的に、非常口や利用者の誘導方法等の確認を行うとともに、避難訓練等を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者等は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する個人情報について、他に漏らしてはならない。また、従業者等でなくなった後も同様とする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関して必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。